

「相続定期預金」取扱要項

「相続定期預金」は、この取扱要項の他、定期預金共通規定、自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）【自動継続型】、自由金利型定期預金規定【自動継続型】および総合口座取引規定に従い、お取り扱いします。

1. 申込対象者

- ・相続手続き完了後、1年以内に相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける個人のお客様

2. 預入形態

- ・「スーパー定期」または「大口定期預金」（自由金利型定期預金）
※自動継続（元金継続または元利金継続）とし、預入期間1年とします。
※通帳式（総合口座通帳、定期預金通帳、デュエット通帳定期口）としてお取り扱いします（通帳明細欄には「相続定期」と表記します）。

3. 預入金額

- ・一口、1円以上（ただし、「大口定期預金」は一口、1,000万円以上）
- ・相続により取得した金額を、お一人様の上限金額（既に、「相続定期預金」をお預け入れされた金額を控除）とします。
- ・お預け入れは、お一人様につき大垣共立銀行本支店のうちいずれか1店舗とします。
- ・「相続定期預金」の満期資金でのお申し込みはできません。

4. 適用金利

- 初回のみ、預入時の「スーパー定期または大口定期預金」1年ものの店頭表示金利+年0.1%
- ※満期日以降は同一預入期間の「スーパー定期または大口定期預金」（自動継続）となり、金利は継続日におけるそれぞれの店頭表示金利を適用します。
 - ※他の金利上乗せ制度等との併用はできません。
 - ※この預金を初回満期日前に解約する場合、大垣共立銀行所定の中途解約金利を適用します。

5. 金利の支払

- ・金利は、この預金の満期日に元金に組入れ、または指定口座に入金します。

6. 総合口座貸越の金利

- ・本定期預金を担保にした場合の貸越金利は、上記4.の適用金利に年0.5%を上乗せした金利となります。

7. その他

- ・金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、この取扱要項の各条項その他の条件を変更、または本定期預金のお取扱いを中止できるものとします。変更または中止は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- ・詳しい説明書は、当社ホームページにてご覧いただけます。

以上

OKB 大垣共立銀行